

香芝市告示第 8 6 号

香芝市下水道事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を指定する告示

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第1項の規定に基づき、香芝市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を下記のとおり指定し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月10日

香芝市長 三 橋 和 史

記

- 1 出納取扱金融機関
株式会社 南都銀行
- 2 収納取扱金融機関
奈良県農業協同組合
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
株式会社 三十三銀行

以 上